
お知らせ

《任意継続被保険者の方へ》新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保険料の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症発生により保険料納付が困難と認められた場合、保険料納付期限の猶予が出来る場合があります。

猶予を希望される場合は健保（下記）へお問合せ下さい。

【対象者】 任意継続被保険者

【お問合せ先】 豊田自動織機健康保険組合 医療保険グループ 0566-21-7784
